

<p>知事政策部 知事政策局長 知事政策局次長、政 策推進室長及び企画 室長</p>	<p>政府、国会その他の機 関に対する要望事項の 取りまとめ、報道等に 関すること。</p>	<p>政策推進班 政策推進室課長 (総合政策担当、ジ ェンダーギャップ 対策担当及びカー ボンニュートラル 推進担当) 政策推進室員</p>	<p>1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りま とめに関すること。 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する こと。 3 他班実施事項の応援に関すること。</p>
<p>広報課 広報課長 広報課員</p>	<p>広報課</p>	<p>広報課 広報課長 広報課員</p>	<p>1 広報活動に関すること。 2 広聴活動の実施に関すること。</p>
<p>応援室 企画室課長 (成長戦略担当、 ブランディング推 進担当及びウエル ビーイング・総合 計画推進担当) 企画室員</p>	<p>応援室</p>	<p>企画室 企画室課長 (成長戦略担当、 ブランディング推 進担当及びウエル ビーイング・総合 計画推進担当) 企画室員</p>	<p>他班実施事項の応援に関すること。</p>

別表1中

<p>航空政策課 航空政策課長 航空政策課員</p>	<p>航空政策課</p>	<p>航空政策班 航空政策課長 航空政策課員</p>	<p>1 富山空港の災害予防及び災害応急対策に関すること。 2 緊急物資の輸送に係る空港の使用に関すること。 3 他班実施事項の応援に関すること。</p>
------------------------------------	--------------	------------------------------------	---

を

	航空政策課 班 〔 航空政策課 課長 〕 〔 航空政策課 課員 〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港の状況の把握に関すること。 2 富山空港の災害予防及び災害応急対策に関すること。 3 空港の使用に係る連絡調整に関すること。 4 他班実施事項の応援に関すること。
--	---	--

に改め、別表1の公営企業部の項を次のように改める。

<p>〔 公 営 企 業 局 次 長 〕 〔 企 業 局 次 長 〕</p>	<p>県営の発電所、水道、工業用水道及び駐車場の施設の災害対策に関すること。</p>	<p>経 営 管 理 班 〔 経 営 管 理 課 長 〕 〔 経 営 管 理 課 員 〕</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営発電施設の災害対策の総括に関すること。 2 県営上水道施設及び県営工業用水道施設の災害対策の総括に関すること。 3 県営駐車場の災害対策に関すること。 4 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 <p>県営発電施設の災害対策に関すること。</p>
		<p>電 気 事 業 班 〔 電 気 事 業 室 長 〕 〔 電 気 事 業 室 員 〕</p>	<p>県営発電施設の災害対策に関すること。</p>
		<p>水 道 課 課 長 〔 水 道 課 課 員 〕 〔 水 道 課 課 員 〕</p>	<p>県営上水道施設及び県営工業用水道施設の災害対策に関すること。</p>

別表3中

災害救助・保健班 (厚生センター所長) (同 所 員)	1 災害救助活動に関すること。 2 社会福祉及び保健衛生関係の災害対策に関すること。 3 庁舎その他財産の災害対策に関すること。
-----------------------------------	--

を

厚 生 班 (厚生センター所長) (同 所 員)	地域保健医療福祉調整本部に関すること。
--------------------------------	---------------------

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 厚生班に設置する地域保健医療福祉調整本部の所管区域は、富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第2条に規定する各厚生センターの所管区域とする。
- 2 各支部（富山支部を除く。）が設置されたときは、各厚生班長は、各支部に連絡員を派遣するものとする。
- 3 富山支部が設置されたときは、富山支部長は、必要に応じて、保健医療福祉調整本部から連絡員の派遣を受けるものとする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(危機管理課)

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和8年3月31日

富山県国民保護対策本部長

富山県緊急対処事態対策本部長

富山県知事 新 田 八 朗

富山県国民保護対策本部

訓令第1号

富山県緊急対処事態対策本部

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程

〔 富山県国民保護対策本部
平成18年 訓令第1号
富山県緊急対処事態対策本部 〕の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表知事政策部の項を次のように改める。

知事政策部 (知事政策局長 知事政策局次長、政策推進室長及び企画室長)	政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめ、報道等に関すること。	政策推進班 (政策推進室課長 (総合政策担当、人口未来担当、ジェンダーギャップ対策担当及びカーボンニュートラル推進担当) 政策推進室員)	1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめに関すること。 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 3 他班実施事項の応援に関すること。
		広報班 (広報課長 広報課員)	1 報道機関との連絡調整及び報道の依頼に関すること。 2 国民の保護のための措置に関する広報及び広聴に関すること。
		応援班 (企画室課長 (成長戦略担当、ブランディング推進担当及びウェルビーイング・総合計画推進担当) 企画室員)	他班実施事項の応援に関すること。

別表第1の1の表中

		航空政策班 (航空政策課長 航空政策課員)	1 空港の状況の把握に関すること。 2 空港の安全確保及び災害対策に関すること。 3 空港の使用に関すること。 4 航空運送事業者への警報等の伝達に関すること。 5 他班実施事項の応援に関すること。
--	--	-----------------------------	---

を

「		航空政策班 〔航空政策課長〕 〔航空政策課員〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港の状況の把握に関する こと。 2 空港の安全確保及び災害対 策に関すること。 3 空港の使用に係る調整に関 すること。 4 航空運送事業者への警報等 の伝達に関すること。 5 他班実施事項の応援に関す ること。
---	--	-------------------------------	---

に、

「厚生部 〔厚生部長 こども家庭 支援監、厚 生部次長、 こども家庭 室長及び健 康対策室長〕	保健、医療、 福祉及び防 疫対策に係 る国民の保 護のための 措置に関す ること。	厚生企画班 〔厚生企画課長〕 〔厚生企画課員〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の保健医療福祉の総 括に関すること。 2 被災者の生活再建支援に関 すること。 3 被災者に対する生活保護及 び法定外援助に関すること (義援金の要請及び受入れ 並びに見舞金品の配分を含 む。) 4 被災者に対する国民健康保 険等の保険料の徴収、給付等 の特別措置に関すること。 5 赤十字標章等の交付及び管 理に関すること。 6 災害時要援護者の被害及び 避難状況の取りまとめに関す ること。 7 部内の被害報告の取りまと め及び連絡調整に関すること。 8 部内の所管施設等への避難 住民の受入れに関すること。
--	---	-------------------------------	--

を

「厚生部 〔厚生部長 こども家庭 支援監、厚 生部次長、 こども家庭 室長及び健 康対策室長〕	保健、医療、 福祉及び防 疫対策に係 る国民の保 護のための 措置に関す ること。	厚生企画班 〔厚生企画課長〕 〔厚生企画課員〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の保健医療福祉の総 括に関すること。 2 被災者の生活再建支援に関 すること。 3 被災者に対する生活保護及 び法定外援助に関すること (義援金の要請及び受入れ 並びに見舞金品の配分を含 む。) 4 被災者に対する国民健康保 険等の保険料の徴収、給付等
--	---	-------------------------------	--

		の特別措置に関する事 5 赤十字標章等の交付及び管理に関する事 6 避難行動要支援者の被害及び避難状況の取りまとめに関する事 7 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事 8 部内の所管施設等への避難住民の受入れに関する事
--	--	---

に改め、同表公営企業部の項を次のように改める。

公営企業部 [企業局長] [企業局次長]	県営の発電所、水道、工業用水道及び駐車場施設に係る国民の保護のための措置に関する事。	経営管理班 [経営管理課長] [経営管理課員]	1 県営発電施設の安全確保及び災害対策の総括に関する事 2 県営上水道施設及び県営工業用水道施設の安全確保及び災害対策の総括に関する事 3 県営駐車場の安全確保及び災害対策に関する事 4 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事 5 部内の所管施設等への避難住民の受入れに関する事
		電気事業班 [電気事業室長] [電気事業室員]	県営発電施設の安全確保及び災害対策に関する事。
		水道班 [水道課長] [水道課員]	県営上水道施設及び県営工業用水道施設の安全確保及び災害対策に関する事。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(危機管理課)

